

デイサービスセンター我が家岡山事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オージェックスが開設するデイサービスセンター我が家岡山事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態・事業対象者にある高齢者に対し、適切な指定通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持、又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の第1号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 一 | 名称 | デイサービスセンター我が家岡山事業所 |
| 二 | 所在地 | 岡山市北区富田273-9 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | | | |
|---|----------------|--------------------------------|--------------|
| 一 | 管理者 | 1人 | (常勤・兼務) |
| | | 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 二 | 生活相談員 | 1人以上 | (常勤・非常勤1名以上) |
| | 介護職員 | 2人以上 | (常勤・非常勤2名以上) |
| | 機能訓練指導員(運動指導員) | 1人以上 | (常勤・非常勤1名以上) |
| | 看護師 | 1人 | (常勤・非常勤1名) |

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 食事代として、1日あたり650円
 - 二 おやつ代として、1回あたり50円
 - 三 おむつ代として、その実費
 - 四 レクリエーション、クラブ活動の材料代など実費
 - 五 その他通所介護事業等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
 - 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
 - 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時、事故発生時等における対応方法）

- 第11条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、（利用に係わる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）

- 第12条 事業所は通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 事業所は、事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

- 3 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 4 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 5 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年7月及び11月に避難、救出に係わる訓練その他必要な訓練をその実効性を確保しつつ行う。
- 6 事業所は、非常災害時における利用者等の安全確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 7 事業所は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定。
 - (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。
 - (3) その他虐待防止の為に必要な措置。
- 2 事業所は通所介護事業の提供に当たり、事業所の授業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第14条 利用者は利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第15条 事業所は、通所介護事業の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、通所介護事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所介護事業に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第16条 事業所は通所介護事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものと

する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

《重要》緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

＜三つの要件をすべて満たすことが必要＞

◆切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

→切迫性の判断を行う場合には、身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要になる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

◆非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

→「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在していないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法で行わなければならない。

◆一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

→「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

※三つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録、保存しておかなければならない。

(送迎体制の整備)

第17条 事業所は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 通所介護事業の提供に係わる利用者の送迎については、基本サービス費に包括されていることから、必要に応じ、利用者の希望に対応できるよう送迎体制の整備に努めること。

利用者の送迎時には、送迎車両への乗降介助や降車後における移動等の介助を要するなど、より事故の危険性が高いため、利用者の安全性の確保に配慮した送迎計画を立て、計画的に実施すること。

なお、利用者の送迎の安全の確保・向上の観点から、事業所の最終的責任の下で、送迎の提供に関する業務を道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者に外部委託することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は通所介護事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第19条 事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オージェックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

平成18年 4月 1日制定
平成21年12月 4日改訂
平成21年12月18日改訂
平成22年 1月 1日改訂
平成22年 1月20日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成25年 4月 1日改訂
平成27年10月 1日改訂
平成29年 4月 1日改訂
平成30年 4月 1日改訂
令和 元年 9月 1日改訂
令和 元年10月 1日改訂
令和 3年 4月 1日改訂
令和 5年 12月 1日改訂